

岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用の手引き

1. イラストの使用

ちきりくんのイラストを、市民のみなさまや企業等に「岸和田市」「ちきりくん」PRのために広く活用していただけるよう、無料で提供いたします。

ただし、個人・企業の別を問わず使用の際には必ず下記の要綱・使用の手引き（この手引き）をご確認ください。

2. イラストの使用手順

- ① 申請書の提出
- ② 使用承認の審査
- ③ 使用承認書及びイラストデータの交付
- ④ 要綱及びイラスト使用の手引きを遵守して使用

3. 申請に必要な書類

【必ずお読みください】

- ・岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラストの使用に関する要綱
- ・岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用の手引き（この手引き）

【イラストを使用する場合の申請書】

- 岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用申請書（様式第1号）

※次の書類を添付してご提出ください。

- ・会社概要等の事業内容がわかる資料
- ・イラストの使用形態および企画内容がわかる資料、イメージ見本等
- ・その他市長が必要と認める資料

【使用の承認後】

- ・著作権表示「©岸和田市イメージキャラクターちきりくん#承認番号」を明示すること
- ・完成品の提出、又は困難なものは写真などの提出

【提出した申請内容を変更する場合】

- 岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用変更申請書（様式第5号）

【イラスト使用2年経過後又は承認期間終了後】

- 岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」イラスト使用報告書（様式第4号）

※次の書類を添付してご提出ください。

- ・実施した状況や実績数（配布・販売数）がわかる資料
- ・イラストの管理及び実績を把握するために市長が必要であると認める資料

4. 使用上の注意

下記の内容が認められる場合は使用できません。

- ・体の一部を省略する、たて・よこの比率を変えるなどの変更が認められる場合
- ・お渡しするイラストデータの色以外の色の使用が認められる場合
- ・申請書の制限事項に記載の以下の項目が認められる場合
 - (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (2) 本市の信用又は品位を害するものと認められる場合
 - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (4) 特定の政治、思想、宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与える恐れがある場合
 - (5) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与える恐れがある場合
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に定める営業を行うものが利用する場合

- (7) イラストの使用によって誤認又は混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (8) 岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (9) 立体物でその表現が岸和田市イメージキャラクター「ちきりくん」の立体物と認められない場合
- (10) イラストの著しい変形、その他、使用が適当でないと認められる場合
- (11) 岸和田市暴力団排除条例に抵触する場合
- (12) その他、市長が使用を不適當と認める場合

5. 画像提供

使用の許可がございましたら岸和田市観光課よりイラストデータをメールにて提供いたします。

6. 申請書提出先

申請書は郵送、電子メールもしくは直接ご持参ください。

〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1 岸和田市魅力創造部観光課

Mail:kankou@city.kishiwada.osaka.jp

以下のように特定の物を応援することや
誤解を与えることには使用できません。

(株) ○○だいすき！
○○党 応援しています♪

○○○工務店
受付中！



ちきりくんだよ！

岸和田市に
遊びに来てね！



©岸和田市イメージキャラクターちきりくん#承認番号